

**県条例 27 条における平成 12 年建設省告示第 1436 号、平成 12 年建設省告示第 1411 号の適用について**

令和 3 年春期部会

県条例 27 条における平成 12 年建設省告示第 1436 号、平成 12 年建設省告示第 1411 号の適用については次のとおり取り扱う。

- (1) 「専修学校等の用途に供する教室及び教室から地上に通ずる廊下その他の通路(階段の部分を除く。)に、政令第 126 条の 3 に規定する構造の排煙設備を設けること。」と規定しているが、政令第 126 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの(平成 12 年建設省告示第 1436 号)については、この限りでないものとする。
- (2) 「専修学校等の用途に供する教室及び教室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路(採光上有効に直接外気に解放されている通路を除く。)に、政令第 126 条の 5 に規定する構造の非常用の照明装置を設けること。」と規定しているが、政令第 126 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものとして国土交通大臣が定めるもの(平成 12 年建設省告示第 1411 号)については、この限りでないものとする。